

群馬県立女子大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、本学が外部の機関からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費等(以下「受託研究費」という。)を当該業務の委託をした者(以下「委託者」という。)が負担するものをいう。

(受託の原則)

第3条 受託研究は、その内容が本学の設置目的に合致するものであるとともに、本学の教育研究に寄与するものであり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼさないものとする。

(受託の条件)

第4条 受託研究は、次の各号に掲げる条件のもとに、受け入れるものとする。

- (1) 委託者の都合により、委託を一方的に変更又は中止することはできないこと。
- (2) 受託研究費によって取得した設備、備品等は、本学に帰属すること。
- (3) 委託者は、受託研究費を原則として当該研究の開始前に納付すること。
- (4) 納付された受託研究費は、返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により当該受託研究を中止したときは、受託研究費のうち不要となった額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができること。
- (5) やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないこと。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する経費の額は、謝金、旅費、研究支援者(当該受託研究の遂行を支援するために本学に雇用される者をいう。)の person 費、設備備品費、消耗品費その他当該受託研究の遂行に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)及び当該受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる管理経費(以下「間接経費」という。)を合算した額とする。

2 前項に規定する間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、間接経費を徴収せず、又は減額することができるものとする。

- (1) 受託研究経費が競争的資金であり、委託者が別の定めをする場合
- (2) その他学長が真にやむを得ないと認める場合

(受託研究の申込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、研究委託申請書(様式第1号)を当該受託研

究を担当する教員（研究を複数で行う場合は代表者。以下「研究担当教員」という。）の所属する学部長を経由して（群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターに所属する教員（以下「センター所属教員」という。）を除く。）、学長に提出するものとする。

- 2 研究担当教員は、受託研究実施計画書（様式第2号）及び進行表を作成し、学長に提出するものとする。

（受託研究の受入れ等の決定）

第7条 受託研究の受入れは、学長が教育研究審議会の意見を聴いた上で決定する。

- 2 学長は、受託研究の受入れの諾否を決定したときは、委託者に受託研究決定通知書（様式第3号）を送付するとともに、その写しを研究担当教員及び研究担当教員の所属する学部長（研究担当教員がセンター所属教員の場合を除く。）に送付するものとする。

（契約の締結）

第8条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究を実施するにあたり、受託研究契約書（様式第4号）により委託者と契約を締結するものとする。

- 2 契約期間が複数年度にわたる場合、原則として受託研究費は初年度に受け入れるものとする。ただし、必要と認められる場合はこの限りでない。

（研究の中止等）

第9条 学長は、受託研究の遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、委託者と協議の上、当該受託研究を中止し、変更し、又は期間を延長することができるものとする。

- 2 学長は、委託者が債務を完全に履行しないときは、研究を中止することができるものとする。

- 3 研究担当教員は、受託研究を実施中、特に多額の費用を要する事態が生じ、受託研究費が不足することが判明した場合は、速やかに学長に報告する。この場合において、学長は、委託者と協議のうえ、研究を中止するか又は受託研究費を増額して研究を続行するかを決定するものとする。

（契約の解除）

第10条 受託者及び委託者は、相手方がこの契約に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- 2 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（1）破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続きの申立てをし、又は申立てを受けた場合

（2）銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

（3）仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（受託研究費の経理）

第11条 受託研究費の経理については、群馬県公立大学法人会計規則（群馬県公立大学法

人規則第3号) その他関係規程等の定めるところによる。

(完了の報告)

第12条 研究担当教員は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(様式第5号)及びその成果を学部長(研究担当教員がセンター所属教員の場合を除く。)を經由して、速やかに学長に提出するものとする。

2 研究担当教員は、研究期間が複数年度にわたる場合は、各年度終了時に学長に経過報告をするものとする。

3 学長は、受託研究が完了したときは、受託研究報告書(様式第6号)及びその成果を速やかに委託者に送付するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期及び方法等は、研究担当教員があらかじめ学長の承認を得て、委託者と協議して定めるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託研究の結果生じた発明に関する知的財産権の取扱いは、群馬県公立大学法人職員勤務発明規程(群馬県公立大学法人規程第5号)及び受託研究契約書の定めるところによる。

(秘密の保持)

第15条 学長及び委託者は、双方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

(受入の特例)

第16条 委託者が、国、地方公共団体その他これらに準ずる機関である場合には、この規程の定めにかかわらず、当該機関等の定める規程等に基づき受託研究を受け入れることができるものとする。

(研究担当教員の責任負担)

第17条 研究担当教員が、受託研究業務を行うについて、故意又は重大な過失によって委託者又は本学に損害を与えたときは、当該研究担当教員は法的な責任を負担する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、研究推進・倫理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行前に行った受託研究に係る手続等については、この規程の相当規定に基づいて行った手続等とみなす。